

● 住所変更手続きについて

- ・住所の表記が変更になることに伴い、住所や所在地の変更手続きが必要な場合があります。一時的なご不便やお手間をお掛けしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

主な住所・所在地の変更手続き		手続	手続先
市役所の公簿	住民票の住所	職権書換 (本人手続不要)	
	戸籍附票の住所		
	本籍の表示		
	印鑑証明、外国人登録原票、選挙人名簿、その他の公簿・台帳の住所		
不動産登記簿 (表題部)	土地、建物の所在地欄表示	本人手続	法務局
不動産登記簿	土地建物の所有者欄、 抵当権等欄の名義人の住所		
商業登記簿	会社の本・支店の所在地及び 役員の住所		
法人登記簿	各種組合、宗教法人、信用金庫 等の事務所の所在地及び役員の 住所		陸運事務所等
自動車車両検査済証	自動車の所有者、使用者の住所		公安委員会
自動車運転免許証	取得者の住所、本籍の表示 (本籍変更の場合はその表示も)		社会保険事務所、 各共済組合
国民年金、厚生年金、 共済組合の年金	年金受給者の住所		関係機関
各種有価証券等	株券、預貯金、各種保険等に関 する住所		
各種許可、認可証	医師、薬剤師、調理師、理容師、 土地家屋調査士、及び各種営業 その他の許可、認可証の住所		

- ・上記は主なものについて説明しています。これ以外にも、勤務先など種々の届出先があると思われるので、住所・所在地を届けておられる関係先に必要な手続きなどお問い合わせいただけますようお願いいたします。